

審査経験・実績の反映による規制基準の継続的な改善に係る確認事項について

➤ 確認事項

KK7 の設工認申請書 (V-1-1-7 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書) の PDF ページ数 95/152 ページに、ATENA が審査実績とした「第一ガスタービン発電機の電圧や周波数」が技術基準規則 73 条機能として明記されており、提案のような審査実績はない。

➤ 確認結果 (ご回答)

本審査実績は、設置許可審査では「補助パラメータ」の位置づけを明確にし、その考え方は、設工認においても基本設計方針、添付資料の健全性に関する説明書で「補助パラメータ」は、「その運用については、保安規定に定めて管理する。」として踏襲した整理にはなっております。

従って、これまでの他社の審査実績等も踏まえると、今回提案した記載を追加せずとも「重大事故等対処設備を活用する手順等の着手の判断基準として監視するパラメータ (補助パラメータ)」の扱い (主要パラメータとは異なるものであること) は個別申請書の中で明確にしており、改めて基準解釈に追記する必要はないと判断し、本提案は取り下げることに致します。

○ 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 (第 73 条) への提案内容

No.	条-項-号 等	現状の記載	事業者意見・提案 (修正案及び理由)
6	第73条 (計装設備) 解釈1	第73条に規定する「当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において当該パラメータを推定するために有効な情報を把握できる設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。なお、「当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータ」とは、事業者が検討すべき炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために把握することが必要な発電用原子炉施設の状態を意味する。	柏崎6、7号設置変更許可審査会合(H20.5.18 NRA議事録参照)にて、補助パラメータは判断基準として用いる各条文的の設備とすることが記載され、認められた。 当該補助パラメータの規則要求の重複を排除し、位置づけを明確化するために、補助パラメータが73条の要求に該当しないとの除外規定を追記して頂きたい。 【解釈 見直し案】 第73条に規定する(中略)なお、「当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータ」とは、事業者が検討すべき炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために把握することが必要な発電用原子炉施設の状態を意味する。 <u>(ただし、重大事故等対処設備を活用する手順等の着手の判断基準として監視するパラメータを除く)</u>

以上